

情報公開に係る訴訟の概要

【資料の見方】

- ・「開示請求対象公文書」：訴訟の対象となった公文書
- ・「不開示箇所」：開示請求対象公文書中の実施機関が不開示と判断した箇所
- ・「不開示理由」：不開示箇所についての実施機関の判断の理由
- ・「裁判所判断」：実施機関の判断に対する裁判所の判決
 「○」開示が妥当
 「△」一部開示が妥当
 「×」実施機関の判断妥当（不開示妥当）
- ・「判決の概要」：裁判所の判決の概要

1 公文書非公開処分取消請求事件（訴えの提起：H11.3）

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	裁判所判断
旅費請求書（支出票）	請求者の職、級、号給、氏名及び印影	個人情報	—
	領収者の印影		
	決裁者の印影		
<p>（判決の概要）</p> <p>①山形県公文書公開実施要綱が法律ないし条例等の委任を受けたものとは認められないから、本件決定は取消訴訟の対象となる行政処分ということとはできない。</p> <p>②原告らの請求は、行政事件訴訟法第3条第2項所定の処分に当たらないものの取り消しを求めるものであって、不適法であるといわざるを得ない。</p> <p>③原告ら本件訴えは不適法であるからこれを却下する。</p> <p>（注）本件の開示申請は、山形県情報公開条例施行以前の山形県公文書公開実施要綱に基づくものである。</p> <p>【却下】</p>			

2-1 公文書非公開処分取消請求事件（地裁判決 訴えの提起：H17.2）

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	裁判所判断
①調定収入票（納入義務者欄）	納入義務者の郵便番号	個人情報	×
	納入義務者の住所		
	納入義務者の氏名		
②収入調定説明資料（納入義務者欄）	納入義務者の郵便番号		
	納入義務者の住所		
	納入義務者の氏名		

	納入義務者の電話番号		
	納入義務者の現職名		
	納入義務者の当時の職名		
③収入調定説明資料（収入調定額欄）	納入義務者の氏名		
④支出票写し（請求欄）	職員の給与号級		
	職員の氏名	個人情報	○
⑤支出票写し（領収欄）	職員の印影	個人情報	
⑥支出票別紙集合支出内訳表写し（給与号給欄）	職員の給与号給		×
⑦支出票別紙集合支出内訳表写し（氏名欄）	職員の氏名	個人情報	○
	職員の印影	個人情報	
⑧建設技術講習会申込書写し	職員の氏名		
	職員の年齢		
⑨領収済通知書、収入票及び納入通知書兼領収証書控え（納入（返納）義務者欄）	納入義務者の郵便番号		
	納入義務者の住所		
	納入義務者の氏名		×
⑩領収済通知書（納入（返納）義務者欄）	納入義務者の郵便番号		
	納入義務者の住所		
	納入義務者の氏名		
⑪領収済通知書（領収済日付欄）	金融機関担当者名		

（判決の概要）

①「調定収入票」、「収入調定の説明資料」、「領収済通知書、収入票及び納入通知書兼領収証書」

本件職員らが納入した出張旅費相当額の返納金及び遅延利息について、その歳入の内容を調査して所属年度、歳入科目、納入すべき金額及び納入義務者などを決定する際に作成された文書であり、納入義務者の住所、郵便番号及び電話番号は、納入義務者を特定するために記載された情報であると解されるのであるから、納入義務者の住所、郵便番号及び電話番号は、納入義務者の氏名、現在の職名及び平成7年度当時の職名とともに、出張旅費相当額の返納金及び遅延利息に係る収入の調定に関して独立した一体的な情報を形成しているといえる。

原告は、収入の調定に関する情報を更に細分化して、納入義務者の住所、郵便番号及び電話番号のみを非開示とし、納入義務者の氏名、現在の職名及び平成7年度当時の職名を開示するといった態様の部分開示を請求することはできない。

裁判所も、納入義務者の氏名が記載された部分に係る非開示決定処分のみを取り消すことはできないというべきである。

②「領収済通知書」

山形県指定金融機関が山形県出納長に対し納入義務者から返納金などを受領したことを通知するために送付した文書であり、納入義務者の住所及び郵便番号もまた、納入義務者を特定するために記載された情報であると解されるのであるから、納入義務者の住所及び郵便番号は、納入義務者の氏名とともに、出張旅費相当額の返納金及び遅延利息の納入に関して独立した一体的な

情報を形成しているといえる。

原告は、出張旅費相当額の返納金及び遅延利息の納入に関する情報を更に細分化して、納入義務者の住所及び郵便番号のみを非開示とし、納入義務者の氏名を開示するといった態様の部分開示を請求することはできない。

裁判所も、納入義務者の氏名が記載された部分に係る非開示決定処分のみを取り消すことはできないというべきである。

③「講習申込書」

参加者の年齢は、参加者を特定するために記載された情報であると解されるのであるから、参加者の氏名とともに独立した一体的な情報を形成しているといえる。

原告は、年齢のみを非開示とし、氏名のみを開示するといった態様の部分開示を請求することはできない。裁判所も氏名が記載された部分に係る非開示決定処分のみを取り消すことはできないというべきである。

講習申込書の二重線で抹消された山形県職員は、講習会に参加を申し込んだとは認められないのであるから、職務遂行情報に該当しないというべきである。

④「支出票写し」、「支出票別紙集合支出内訳表写し」

職員の氏名（職務遂行情報）と職員の給与号級及び職員の印影（非開示情報）は、容易に、かつ、開示を受けようとする趣旨を損なわない程度に分離することができるというべきである。

職員の氏名は、開示すべき職務遂行情報に含まれるものとして開示しなければならないと解され、裁判所も職員の氏名が記載された部分に係る非開示決定処分のみを取り消すことができるというべきである。

【一部認容】

2-2 公文書非公開処分取消請求事件（高裁判決 訴えの提起：H18.12）

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	裁判所判断
①調定収入票（納入義務者欄）	納入義務者の郵便番号	個人情報	×
	納入義務者の住所		
	納入義務者の氏名	個人情報	○
②収入調定説明資料（納入義務者欄）	納入義務者の郵便番号	個人情報	×
	納入義務者の住所		
	納入義務者の氏名	個人情報	○
	納入義務者の電話番号	個人情報	×
	納入義務者の現職名	個人情報	○
	納入義務者の当時の職名		
③収入調定説明資料（収入調定額欄）	納入義務者の氏名		
④支出票写し（請求欄）	職員の給与号級	個人情報	×
	職員の氏名	個人情報	○
⑤支出票写し（領収欄）	職員の印影	個人情報	
⑥支出票別紙集合支出内訳表写し（給与号給欄）	職員の給与号給		×

⑦支出票別紙集合支出内 訳表写し（氏名欄）	職員の氏名	個人情報	○
	職員の印影		×
⑧建設技術講習会申込書 写し	職員の氏名	個人情報	○
	職員の年齢	個人情報	×
⑨領収済通知書、収入票 及び納入通知書兼領収 証書控え（納入（返納） 義務者欄）	納入義務者の郵便番号		×
	納入義務者の住所	個人情報	×
	納入義務者の氏名	個人情報	○
⑩領収済通知書（納入（返 納）義務者欄）	納入義務者の郵便番号	個人情報	×
	納入義務者の住所	個人情報	×
	納入義務者の氏名	個人情報	○
⑪領収済通知書（領収済 日付欄）	金融機関担当者名	個人情報	×

（判決の概要）

- ① 調定収入票（添付書類を含む全て含む。）には、その一部に不開示情報である納入義務者の住所、郵便番号、電話番号、印影、納入義務者及びその他の職員の給与・号級、講習会への講習申込者の年齢が記載されているが、これらの部分がこれらを除いた部分（開示部分）と容易に区分することができ（退職者にかかる部分とも容易に区分することができる。）、その開示部分に客観的に有意な情報が記録されていないとは認められないから、不開示情報をのぞいた部分（すなわち、納入義務者の氏名、平成7年当時の職、収入調定当時の役職、講習会の講習申込者（二重線で抹消された者を含む。）の氏名）を開示すべきである。
- ② 支出票写し及び支出票別紙集合支出内訳表写しの納入義務者（出張旅費請求、受領者）の氏名は、公務員等の氏名であり、職務の遂行に係る情報に含まれるものとして、それ自体は非開示情報に該当しない。
- ③ 調定収入票において述べたと同様、領収済通知書も不開示情報（納入義務者の郵便番号、住所）を除いた部分（納入義務者の氏名）を開示すべきである。
- ④ 講習申込書写しの二重線での抹消に係る申込手続やその取消しもまた職務遂行に係る情報というべき。

【一部認容】

3-1 公文書一部開示決定処分に対する取消請求事件（訴えの提起：H24.1）

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	裁判所判断
①農業共済組合における 不正取引に係る農家確 認訪問状況	組合員氏名、組合員番号、農 家リスト番号、聴取職員氏名、 訪問職員氏名及び訪問時の状 況	個人情報	×
②農業共済組合の不正引 受け確認一覧表	組合員氏名、組合員番号、農 家リスト番号、聴取職員氏名 及び疑義案件欄で個人が特定 される情報		

③果樹共済疑義案件リスト (2007/10/1) (追加請求)	組合員氏名、組合員番号、聴取職員氏名、訪問者氏名及び備考欄で個人が特定される情報		
④果樹共済疑義案件リスト (2007/11/2) (追加請求)	組合員氏名、組合員番号、聴取職員氏名、訪問者氏名及び備考欄で個人が特定される情報		
<p>(判決の概要等)</p> <p>[原告の主張の概要]</p> <p>山形県知事の公文書を一部開示する旨の決定の取り消し。</p> <p>①最初の不正調査は県が行っているにも関わらず、その事実を県が否定している。</p> <p>②「県が行った調査」と「農業共済組合が行った調査」は調査結果の乖離が甚だしい。県が開示した公文書が最終結果でないことは明らかである。</p> <p>③山形県情報公開条例第 16 条第 2 項において、実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項について定めるとともに、これを公表しなければならない、とされており、県が開示請求者に示さなかったことは条例に違反すると断定せざるを得ない。</p> <p>[判決の概要]</p> <p>原告の請求を棄却する。</p> <p>①原告主張の最初の調査が判然とせず、最初の調査の存在がうかがわれない。</p> <p>②原告主張の最終的な調査結果を反映した文書の存在に足る証拠はない。</p> <p>③条例第 16 条第 2 項の基準は、必ずしも個々の開示請求の手續において開示請求者に対して示すことを要求したものではない。これを示さなかったからといって、当該開示請求手續や実施機関の処分が同条項に違反して違法となるものではない。</p> <p>【棄却】</p>			

3-2 公文書一部開示決定処分に対する取消請求事件 (訴えの提起：H25.4)

<p>(判決の概要)</p> <p>1 本件処分に違法事由はなく、控訴人の本訴請求は理由がないと判断する。</p> <p>2 控訴人は、公開する側でも適切に判断できないような基準等を公表しても本件公開条例 16 条 2 項に定める基準を公表したことにはならない旨主張するが、そもそも各開示請求における控訴人が作成した公文書開示請求書の開示を求める公文書の記載内容が異なっていて、これを踏まえた上で実施機関側で適切に対応し、また、控訴人が山形県職員から他に開示し得る文書があるとの教示を受け、その結果、控訴人が指摘するような経緯に至ったことが認められる。また、本件公開条例第 16 条は、開示請求を受けた実施機関又は開示請求をしようとするものが速やかに公文書を特定するための検索の便宜を図る趣旨であり、被告においては、山形県文書管理規程を制定してこれを被告のホームページ等で公開していることが認められ、同山形県文書管理規程の内容に関して不合理な点があるとはうかがわれない。したがって、本件処分は本件公開条例 16 条 2 項に違反するものではない。</p> <p>3 控訴人は、本件の各文書の内容は信用性に欠け、また、本件開示請求に係る対象公文書は未だ</p>
--

全てが開示されていない旨縷々（るる）主張する。しかし、開示された文書の内容が信用性に欠けるからといって本件処分が違法となるわけではない。また、本件文書5と甲第2号証が別々につづられていたことや、被控訴人が法人に対し依頼した調査に係る文書等を提出しないことにより、本件において開示されていない対象公文書があると推認することができない。本件文書5と甲第6号証の資料4の内容には相違する点があるが、両者は調査主体を異にするものであるし、調査時期や調査方法も異なるとうかがわれることなどを照らすと、両者の内容に相違する点があるからといって開示されていない対象公文書があると認めることはできない。

【控訴棄却】

3-3 公文書一部開示決定処分に対する取消請求事件（訴えの提起：H25.8）

（判決の概要）

申立人は、上告受理申立書に上告受理申立ての理由の記載をせず、かつ、民事訴訟規則所定の期間内に、裁判所に対し、上告受理申立て理由書を提出していないことが明白。

【却下】

4 公文書一部非開示決定処分取消請求事件（訴えの提起：H29.7）

開示請求対象公文書	不開示箇所	不開示理由	裁判所判断
①学校法人に対する私立学校一般補助金の実績報告書、変更交付申請書及び交付申請書	ア「交付申請書」、「変更交付申請書」及び「実績報告書」の「様式第1号 事業計画（成績）書」のうち、専任教員人件費、専任職員人件費、教育経常経費及び計の額	法人等情報（法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれ）	
②学校法人に対する私立学校一般補助金の変更交付申請書及び交付申請書	イ「交付申請書」、「変更交付申請書」及び「実績報告書」の「様式2号 事業計画（成績）明細書」のうち、 ・「1 専任教員人件費」の内訳額及び決算額 ・「2 専任職員人件費」の内訳額及び決算額 ・「教育経常経費」のうち、設備関係支出の決算額の内訳額、（B）以外の車両支出、（B）以外の1個又は1組の価格が50万円以上の機器備品購入費、特別寄付金による購入費及び補助事業に要した経費		
③学校法人に係る山形県高等学校等就学支援金 ・実績報告書（実績報告額内訳） ・変更交付申請書（変更交付申請額内訳） ・交付申請書（交付申請額内訳）	ア「実績報告額内訳」のうち、認定番号、受給権者氏名、個人の年度内における月別支給額・実績額・既交付決定額・不要額 イ「変更交付申請額内訳」のうち、認定番号、受給権者氏名、個人の年度内における月別支給額・変更交付申請額・既交付決定額・差額 ウ「交付申請額内訳」のうち、認定番号、受給権者氏名、個人の年度内における月別支給額・交付申請額	個人情報	
④学校法人に係る山形県私立高等学校等授業料軽減事業費補助金 ・実績報告書（授業料等減免決算措置状況調書） ・交付申請書（授業料等減免予算措置状況調書）	ア「授業料等減免決算措置状況調書」のうち、大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額（補助金収入を除く）、その他の減免事業の内訳内容 イ「授業料等減免予算措置状況調書」のうち、大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額（補助金収入を除く）、その他の減免事業の内訳の内容	法人等情報（法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれ）	

<p>⑤学校法人に係る私立学校施設整備費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（事業明細書） ・ 実績報告書（補助事業報告書・工事費、教育設備購入費又は安全対策設備購入費に係る支払状況） ・ 額の確定通知書 	<p>ア「交付申請書」のうち、担当者氏名・所属</p> <p>イ「事業明細書」のうち、管理責任者所属・職・氏名</p> <p>ア「事業明細書」のうち、補助対象外経費及び合計額の内訳、学校法人負担額</p> <p>イ「補助事業報告書」のうち、 1. 改造工事費 - 事業経費に係る工事費 - 平均単価、工事費 - 計、実施設計費、計、3. 合計 - 事業経費に係る工事費、実施設計費、調査経費、計、3. 合計に係る既済部分額</p> <p>ウ「工事費、教育設備購入費又は安全対策設備購入費に係る支払状況」のうち、事業経費、支払金額、調査経費に係る支払相手方</p>	<p>個人情報</p> <p>法人等情報（法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれがあるため）</p>	
<p>⑥学校法人の資金収支計算書、人件費支出内訳表、消費収支計算書及び貸借対照表</p>	<p>ア「資金収支計算書」のうち、大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額（補助金収入を除く）</p> <p>イ「資金収支計算書」のうち、予備費の使用額の内訳</p> <p>ウ「資金収支計算書」のうち、科目間の流用の使用額内訳</p> <p>エ「人件費内訳表」のうち、科目名及び金額（計を除く）</p> <p>オ「消費収支計算書」のうち、大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額</p> <p>カ「消費収支計算書」のうち、予備費の使用額の内訳</p> <p>キ「消費収支計算書」のうち、科目間の流用の使用額内訳</p> <p>ク「貸借対照表」のうち、大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額</p>	<p>法人等情報（法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれがあるため）</p>	

	<p>ケ「貸借対照表の注記」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「引当金の計上基準」の内容 ・「その他の重要な会計方針」の内容 ・「重要な会計方針の変更等」の内容 ・「減価償却費の累計額の合計額」の金額 ・「徴収不能引当金の合計額」の金額 ・「担保に供されている資産の種類及び額」の内訳及び金額 ・「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の内容及び額 ・「関連当事者との取引」の内訳及び額 		
<p>(判決の概要) 係争中。</p>			

電子メールの開示請求実績

	請求年月日	決定日	請求の概要	決定内容	決定の理由
1	H29. 7. 3	H29. 7. 18	特定の期間に知事が送信したメールの本文、タイトル、宛先、添付ファイル	不存在	対象となるメール不存在。
2	H29. 9. 5	H29. 9. 19	平成26年度及び平成27年度における〇〇課長の特定の事業に関する電子メール送受信記録	不存在	対象となるメール不存在。

【コメント】

今年度の12月末時点において、電子メールについての開示請求が2件あったが、いずれも請求の対象となる公文書は存在していなかったため、不存在決定を行っている。

(対象公文書)

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真その他情報が記載された規則で定める記録媒体であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。

県が出資している法人に対する情報公開に関する対応

1 概要等

(1) 概要

山形県情報公開条例第17条第1項に「実施機関が定める出資法人の情報公開に関する努力規定」及び同条第2項に「実施機関の出資法人に対する指導に関する規定」が規定されており、これを受けて定められた「出資法人の情報公開指導要綱」（平成16年6月9日制定、同年7月1日施行）に基づき、指導を行っている。

※他実施機関（教育委員会、企業管理者、警察本部長）においても、同様の対応

山形県情報公開条例

（出資法人の情報公開）

第17条 県が出資している法人（県が設立団体である地方独立行政法人を除く。）のうち実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導を行うものとする。

(2) 指導要綱に基づく指導

- ① 情報公開に関する独自要綱を制定し、県と同程度の情報公開を実施
＜対象：県出資比率2分の1以上の法人＞
（指導に際して、県の情報公開制度に準じたモデル要綱及びモデル事務取扱要領を出資法人に示している。）
- ② 法人の経営状況を説明する資料等（定款、役員名簿、事業報告書、貸借対照表等）を、法人の主たる事務所及び行政情報センターで公表
＜対象：県出資比率4分の1以上の法人＞

2 実施状況

出資比率	法人数	指導内容	公開・公表状況	その他任意での取組
1/2以上の法人	19	①情報公開に関する独自要綱制定 ②経営状況を説明する資料等の公表	①要綱等を制定 ②行政情報センターで公表	ホームページ上に決算資料等の掲載
1/4以上 1/2未満の法人	13	②経営状況を説明する資料等の公表	②行政情報センターで公表	ホームページ上に決算資料等の掲載

(別紙) 平成 28 年度

1 県が資本金等の2分の1以上を出資している法人

	法人名	実施機関
1	(公財) 山形県生涯学習文化財団	知事
2	(公財) 山形県総合社会福祉基金	知事
3	(公財) 山形県臓器移植推進機構	知事
4	(社福) 山形県社会福祉事業団	知事
5	(公財) 山形県企業振興公社	知事
6	山形県信用保証協会	知事
7	(公財) 山形県産業技術振興機構	知事
8	(公財) 山形県国際交流協会	知事
9	山形県漁業信用基金協会	知事
10	(公財) 山形県水産振興協会	知事
11	(公財) 山形県林業公社	知事
12	(公財) 山形県みどり推進機構	知事
13	(公財) 山形県建設技術センター	知事
14	山形県土地開発公社	知事
15	山形県道路公社	知事
16	山形県住宅供給公社	知事
17	(公財) 山形県埋蔵文化財センター	教育委員会
18	(公財) 山形県体育協会	教育委員会
19	(公財) 山形県暴力追放運動推進センター	警察本部長

2 県が資本金等の4分の1以上を出資している法人

	法人名	実施機関
1	(公財) やまがた教育振興財団	知事
2	(一社) 山形県私立学校振興基金協会	知事
3	山形ジェイアール直行特急保有株式会社	知事
4	山形空港ビル株式会社	知事
5	庄内空港ビル株式会社	知事
6	株式会社やまがた新電力	知事
7	(公財) 山形県生活衛生営業指導センター	知事
8	(公財) 山形大学産業研究所	知事
9	(公財) やまがた農業支援センター	知事
10	(公社) 山形県青果物生産出荷安定基金協会	知事
11	(公社) 山形県畜産協会	知事
12	(一社) 山形県系統豚普及センター	知事
13	山形鉄道株式会社	知事

※上記1の法人は省略

出資法人の情報公開指導要綱

第1 趣 旨

この要綱は、山形県情報公開条例（平成9年県条例第58号。以下「条例」という。）第17条第1項に規定する県が出資している法人のうち実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）を対象として、同条第2項で規定する実施機関が行う指導について必要な事項を定めるものとする。

第2 実施機関が行う指導

出資法人の指導に関する事務を主管する課（以下「主管課」という。）は、条例第17条第2項に定める知事が行う指導として、第2に定める区分に応じて次の事項について指導を行うものとする。

- (1) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している出資法人
県と同程度の情報公開制度の実施

なお、主管課は、必要に応じて情報公開の実施状況について出資法人に報告を求め、確認するものとする。

- (2) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している出資法人
次の区分別に指定する経営状況を説明する資料の公表

① 区分及び指定する資料

ア 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

定款、役員名簿、（社団法人の場合）社員名簿、事業報告書、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書、役職員数及び報酬・給与等の支給状況を示す資料（別添様式例）

イ 株式会社

定款、役員名簿、貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案、役職員数及び報酬・給与等の支給状況を示す資料（別添様式例）

ウ ア及びイ以外の出資法人

法令で定める文書並びにア及びイに準じた文書

② 公表する期間

ア 定款又は寄附行為、役員名簿、社員名簿、役職員数及び報酬・給与等の支給状況を示す資料

可能な限り最新のものを常時公表

イ 事業計画書、収支予算書

原則として当該事業年度の開始前から、次の事業年度の文書が公表されるまで

ウ 事業報告書、営業報告書、収支計算書、損益計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、利益の処分又は損失の処理に関する議案

当該事業年度の終了後5年間（原則として当該事業年度の終了後3ヶ月以内に公表を開始するものとする。）

エ その他法令で定める文書

法令で定める期間

③ 公表の方法

ア 出資法人の主たる事務所及び県の行政情報センターにおける資料の閲覧

県の行政情報センターにおける公表を行うにあたっては、出資法人は、公表する資料2部を主管課に提出し、主管課は、うち1部を速やかに行政情報センターに送付するものと

する。

イ その他適宜の方法

上記アによるほか、必要に応じてインターネット上や刊行物での公表等その他適宜の方法による公表を併せて行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

不開示情報の具体的な事例

【開示・不開示の判断の参考例】

不開示項目	判断の参考例
法人等情報	<ul style="list-style-type: none"> ・営業秘密等、開示すると法人等の権利利益を害するおそれがないか ・生産技術上又は販売上の情報などで、開示することにより、法人等の事業活動が不当に損なわれるおそれがないか ・経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業運営が不当に損なわれるおそれがないか ・法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれるおそれがないか
意思形成過程情報	<ul style="list-style-type: none"> ・行政内部で審議中の案件又は内容の確認を終了していない資料等で、開示することにより、県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがないか ・調査若しくは試験研究等の結果又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等で、開示することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれがないか ・行政内部の会議、意見交換の記録等で、開示することにより、行政内部の自由闊達な意見又は情報の交換が損なわれるおそれがないか
行政執行情報	<ul style="list-style-type: none"> ・開示することにより、事務・事業を実施する目的を失わせるおそれがないか ・開示することにより、経費の増大、実施時期の遅延など、事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないか ・開示することにより、特定のものに不当に利益又は不利益を与えるおそれがないか ・開示することにより、反復され、若しくは継続される事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないか

1 法人等情報

内容		不開示の理由
1	積算システム特有の各種コード表示	法人が開発した積算システムに係る情報であって、開示することにより、積算システムが模倣されるなど、当該法人の事業活動が不当に損なわれるおそれ
2	法人代表の印影	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
3	振込受付書等に記載の法人その他の団体の口座情報	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
4	法人その他の団体の自動車車台番号	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
5	工事に係る実施設計書の単価表のうち、見積等を参考に決定した単価	法人の営業・技術上の情報であって、開示をすることにより、当該法人の事業活動が不当に損なわれるおそれ
6	連帯保証書のうち、連帯保証人の住所、法人名称	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
7	納税証明書の納付（納入）すべき税、納付（納入）済税額及び未納税額	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ
8	サービス付き高齢者向け住宅事故報告書の施設・事業所名、電話番号、FAX番号、法人の印影	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
9	宗教法人台帳の所轄、番号、系統、設立認証年月日	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
10	企画提案募集に関する企画提案書の図面、審査評価のコンセプトに係る評価等	法人の保有する生産技術上又は販売上での情報で、開示をすることにより、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ
11	畜産環境巡回の復命書のうち家畜	法人の経営に係る内部管理に関する情報

	の飼養頭数及び用途	であって、開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれるおそれ
12	医療法人の社員総会議事録のうち、 ①総会の開催場所 ②出資金関係箇所 ③経費、収支差額、借入（元）金返済及び借入金返済の金額 ④個別の会計の決算情報 ⑤社員の脱会関係 ⑥役員選任関係 ⑦報告事項詳細	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
13	産廃処分単価のうち公表用単価表に掲載されていない単価	法人の営業・技術上の情報であって、開示することにより、当該法人の事業活動が不当に損なわれるおそれ
14	業務委託に係る実施設計書の積算資料中、設計業務歩掛表のうち、参考見積業者の名称	法人の営業・技術上の情報であって、開示することにより、当該法人の事業活動が不当に損なわれるおそれ
15	事業を営む個人の口座情報	事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、開示することにより当該個人の正当な利益を害するおそれ
16	私立学校に係る生徒等事故報告書 ①学校名（印影、住所、担当職名及び学校名を特定できる情報を含む） ②学校としての詳細な対応方針を検討している部分 ③児童生徒等に対する評価判断の部分 ただし、公にされている情報を除く	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ

17	<p>幼稚園及び特定教育・保育施設に関する事故報告書</p> <p>①法人名及び施設名</p> <p>②在籍子ども数、施設の職員数及び有資格者数</p> <p>③保育室等の面積、部屋の種類</p> <p>④施設配置図、平面図、現況写真</p>	<p>法人等の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ</p>
18	<p>幼稚園及び特定教育・保育施設に関する事故報告書</p> <p>①施設としての詳細な対応方針（若しくは保護者及び関係機関との連携）を検討している部分</p> <p>②施設としての安全に関する計画書</p> <p>③施設が発出した通知及び事故対応記録簿</p>	<p>法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ</p>
19	<p>高齢者福祉施設に関する事故報告書</p> <p>①法人名及び施設名（法人印影、事業所番号、住所、電話番号、部署名、担当職名、施設見取図その他法人名及び施設名を特定できる情報を含む）</p> <p>②施設として詳細な対応方針を検討している部分、利用者及び家族に対する評価判断等の部分</p> <p>③施設の夜間の警備体制（人数）</p> <p>ただし、公にされている情報を除く</p>	<p>法人等の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれ</p>

20	<p>障害福祉サービス事業者等に関する事故報告書</p> <p>①法人名、施設及び事業所名（法人印影、住所、電話番号、FAX番号、部署名及び役員の職氏名その他法人名、施設及び事業所名を特定できる情報を含む）</p> <p>②施設としての詳細な対応方針を検討している部分</p> <p>③委託業者の名称及び所在地</p>	<p>法人等の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれ</p>
21	<p>法の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置届出書</p> <p>①「一般廃棄物処理施設の構造及び設備の2-2」当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び主要機器構造図の添付図面のうち、寸法、縮尺、仕上げ凡例の内容、仕様等記載内容の一部</p> <p>②「一般廃棄物処理施設の構造及び設備2-3」処理工程図の添付図面のうち、計装機器の種類</p> <p>③別添3-2のうち、排ガス及び排水の量</p> <p>④「当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書の8-1 燃焼・溶融設備設計計算書のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 炉床内径寸法、炉床面積、炉床燃焼率、最大排ガス量の数値 ・ 「計画ごみ質の燃焼計算機」中、 <ul style="list-style-type: none"> （3）燃焼条件の空気比、助燃量、炉内噴霧水量の数値 ・ （4）ガス化炉及び溶融炉における燃焼計算式のうち、④ガ 	<p>法人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示をすることにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ</p>

	<p>ス化用空気量A 1 以降の計算式中の空気比等の数値</p> <p>⑤「当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書の8-3物質収支図（排ガス）及び8-4物質収支図（給水・排水）のうち、数値の一部</p>	
22	<p>児童福祉施設に関する事故報告書の施設としての詳細な対応方針、再発防止策</p>	<p>法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ</p>
23	<p>用地費・補償費個人別調書</p> <p>①補償費内訳のうち営業補償の金額及び合計金額</p> <p>②前金払額、完了払額及び合計額の欄のうち、補償費の額及び合計金額</p>	<p>法人の経営方針、経理、人事等の事業を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ</p>
24	<p>物件移転および損失補償に関する契約書</p> <p>①法人代表の印影</p> <p>②契約金額</p> <p>③内訳金額のうち損失補償金の額</p> <p>④物件及び損失の表示のうち、営業補償の金額及び合計金額</p>	<p>法人の経営方針、経理、人事等の事業を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ</p>
25	<p>県の訴訟事件における訴訟代理人業務に係る委任契約書及び請求書のうち、法人事業税更生処分等取消請求事件の事件番号</p>	<p>法人の事業上の内部管理の属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ</p>
26	<p>法人へ発注した業務委託に係る企画提案書（採用）のうち、監督官庁の行政指導の有無、提案者（担当者）の活動内容に係る最新情報の入手方法、提案者の過去5年以内の山形県内における同種又は類似業務の実績（地方公共団体との契約を除く）</p>	<p>法人の生産技術上若しくは販売上の情報又は内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ</p>

27	法人へ発注した業務委託に係る企画提案書（不採用）の全て	法人の生産技術上若しくは販売上の情報又は内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
28	法人へ発注した業務委託に係る評価結果一覧の法人名称	法人の生産技術上若しくは販売上の情報又は内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
29	用地費補償費個人別調書の損失補償金のうち、営業補償、小計、計	法人の経営方針、経理、人事等の事業を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
30	用地補償に係る消費税等相当額算定調書の移転工法、税抜き補償額、消費税等課税対象額のうち対象金額、消費税等相当額、補償金額のうち営業保証金及び合計の金額、備考欄のうち金額	法人の経営方針、経理、人事等の事業を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
31	用地補償に係る営業補償金消費税等相当額算定調書の全部	法人の経営方針、経理、人事等の事業を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
32	用地補償に係る非木造建物調査算定に係る特記仕様チェックリストの全部	法人の経営方針、経理、人事等の事業を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ
33	用地補償に係る移転工法説明書の全部	法人の生産技術上若しくは販売上の情報又は内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれ

34	用地補償に係る文書 ①現況全体配置図、作業工程図、 現況大型トラック駐車・軌跡図 ②敷地利用状況図 ③移転工法（計画）案、検討概要 図 ④移転工程説明図、移転工程表、 工事工程表 ⑤面積比較表、高さ制限等検討図、 棟改造従後平面図	法人の経営方針、経理、人事等の事業を行 う上での内部管理に属する事項に関する情 報であって、開示することにより、当該法人 の正当な利益を害するおそれ
35	用地補償に係る建物推定再建築費 一覧表及び算定資料一式の各棟に 係る移転工法、発生材価格及び補 償額並びに移転料。ただし、公に されている情報を除く	法人の生産技術上若しくは販売上の情報 又は内部管理に関する情報であって、開示す ることにより、当該法人の正当な利益を害す るおそれ
36	用地補償に係る物件移転及び損失 補償に係る物件調査資料の全部。 ただし、公にされている情報を除 く	法人の生産技術上若しくは販売上の情報 又は内部管理に関する情報であって、開示す ることにより、当該法人の正当な利益を害す るおそれ
37	用地補償に係る建物等配置図、主 要物件位置図	法人の経営方針、経理、人事等の事業を行 う上での内部管理に属する事項に関する情 報であって、開示することにより、当該法人 の正当な利益を害するおそれ
38	用地補償に係る関連移転協議及び 移転方法協議用務に係る復命書の 協議の詳細部分	法人の内部管理に関する情報であって、開 示することにより法人の正当な利益を害す るおそれ
39	学校法人に対する私立学校一般補 助金の「交付申請書」、「変更交付 申請書」及び「実績報告書」の「様 式第1号 事業計画（成績）書」 のうち、専任教員人件費、専任職 員人件費、教育経常経費及び計の 額	法人の内部管理に関する情報であって、開 示することにより、法人の正当な利益を害す るおそれ

40	<p>学校法人に対する私立学校一般補助金の「交付申請書」、「変更交付申請書」及び「実績報告書」の「様式第2号 事業計画（成績）書」のうち、</p> <p>①「1 専任教育人件費」の内訳額及び決算額</p> <p>②「2 専任職員人件費」の内訳額及び決算額</p> <p>③「教育経常経費」のうち、設備関係支出の決算額の内訳額、(B) 以外の車両支出、(B) 以外の1 個又は1 組の価格が50 万円以上の機器備品購入費、特別寄付金による購入費及び補助事業に要した経費</p>	<p>法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれ</p>
41	<p>学校法人の「授業料等減免決算措置状況調書」のうち、大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額（補助金収入を除く）、その他の減免事業の内訳内容</p>	<p>法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれ</p>
42	<p>学校法人に係る私立学校施設整備費補助金「事業明細書」のうち、補助対象外経費及び合計額の内訳、学校法人負担金</p>	<p>法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれ</p>
43	<p>学校法人に係る私立学校施設整備費補助金「補助事業報告書」のうち、1.改造工事費 - 事業費に係る工事費 - 平均単価、工事費 - 計、実施設計書、計、3.合計 - 事業経費に係る工事費、実施設計費、調査経費、計、3.合計に係る既済部分額</p>	<p>法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれ</p>

44	学校法人に係る私立学校施設整備費補助金「工事費、教育設備購入費又は安全対策設備費に係る支払状況」のうち、事業経費、支払金額、調査経費に係る支払相手方	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれ
45	学校法人の「資金収支計算書」のうち、 ①大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額（補助金収入を除く） ②予備費の使用額の内訳 ③科目の流用の使用額内訳	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれ
46	学校法人の「人件費内訳表」のうち、科目名及び金額（計を除く）	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれ
47	学校法人の「消費収支計算書」のうち、 ①大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額 ②予備費の使用額の内訳 ③科目間の流用の使用額内訳	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれ

48	学校法人の「貸借対照表」のうち、 ①「引当金計上基準」の内容 ②「その他の重要な会計方針」の内容 ③「重要な会計方針の変更等」の内容 ④「減価償却費の累計額の合計額」の金額 ⑤「徴収不能引当金の合計額」の金額 ⑥「担保に供されている資産の種類及び額」の内訳及び金額 ⑦「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の内容及び額 ⑧「関連当事者との取引」の内訳及び額	法人の内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれ
----	---	---

2 意思形成過程情報

	内容	不開示の理由
1	指定管理者候補者審査採点表の採点委員名及び役職名	指定管理者選定に係る内部的な審議、検討に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ
2	指定管理者審査委員会議事概要の発言委員名	指定管理者選定に係る内部的な審議、検討に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ
3	指定管理者候補者審査採点集計表の採点委員名及び役職名	指定管理者選定に係る内部的な審議、検討に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ

		より、率直な意見交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ
4	復命書の用務概要欄のうち、発言者の職・氏名の一部	事業に係る内部的な協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ
5	法人へ発注した業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要領の審査委員の氏名	公募型プロポーザル方式による受注者選定過程に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ
6	法人へ発注した業務委託に係る企画提案の募集についての審査委員の氏名、所属及び役職	指名プロポーザル方式による受注者選定過程に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ
7	法人へ発注した業務委託に係る審査結果についての審査委員の氏名、所属及び役職	指名プロポーザル方式による受注者選定過程に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ
8	用地補償に係る関連移転協議及び移転方法協議用務に係る復命書の協議の詳細部分	県の内部審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより将来の同種の事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ
9	公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会に係る文書のうち、意見者の氏名、発言内容の一部	高等学校入学者選抜方法改善に係る内部的な検討に関する情報であって、開示をすることにより自由闊達な意見又は情報の交換が損なわれるおそれ

3 行政執行情報

	内容	不開示の理由
1	指定管理者候補者審査採点表の採点委員名及び役職名	指定管理者選定に係る内部的な審議、検討に関する情報であって、開示することによ

		り、率直な意見交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ
2	指定管理者審査委員会議事概要の 発言委員名	指定管理者選定に係る内部的な審議、検討に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ
3	指定管理者候補者審査採点集計表の 採点委員名及び役職名	指定管理者選定に係る内部的な審議、検討に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ
4	職員による処分案の欄外記載事項	処分の量定判断に関する情報が記載されており、開示することにより、当該事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれ
5	工事に係る実施設計書の明細書のうち 施工名称の一部、単価及び金額	工事の積算に関する情報であって、開示することにより、参考見積書提出に協力を得られにくくなるなど、積算資料作成などの入札・契約事務の適正な実施に支障をおよぼすおそれ
6	サービス付き高齢者向け住宅事故報告書の 施設・事業所名、電話番号、FAX番号、法人の印影	福祉施設の指導に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な執行に支障を生じるおそれ
7	復命書の用務概要欄のうち、発言者の 職・氏名の一部	事業に係る関係者との協議に関する情報であって、開示をすることにより、構成員の協力や率直な意見が得られにくくなり、率直な議論や対策の決定に支障を及ぼすなど、当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来同種の事務若しくは事業

		の適正な実施に支障を及ぼすおそれ
8	産廃処分単価のうち公表用単価表に掲載されていない単価	業務委託の積算に関する情報であって、開示をすることにより、参考見積書提出に協力を得られにくくなるなど、積算資料作成などの入札・契約事務の適正な実施に支障をおよぼすおそれ
9	業務委託に係る実施設計書の積算資料中、設計業務歩掛表のうち、参考見積業者の名称	業務委託の積算に関する情報であって、開示することにより、参考見積書提出に協力を得られにくくなるなど、積算資料作成などの入札・契約事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれ
10	企画提案募集に関する企画提案書の図面、審査評価のコンセプトに係る評価等	被選定者が企画提案書の一部について開示を承諾しておらず、開示をすることにより、当該事務若しくは事業又は将来同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ（第三者意見照会実施）
11	公立学校教員選考試験第二次選考試験概況 ①一般教養、教科、実技、集団討議、小論文及び合計額の数字（受験者数が10人未満に限る） ②一次試験（二次受験者）、二次試験、一次と二次の合計の最高点、平均点の数字（受験者数が10人未満に限る）	選考試験に関する情報であって、開示をすることにより、当該業務の適正な実施に支障をおよぼすおそれ

12	<p>私立学校に係る生徒等事故報告書</p> <p>①学校名（印影、住所、担当職名及び学校名を特定できる情報を含む）</p> <p>②学校としての詳細な対応方針を検討している部分</p> <p>③児童生徒等に対する評価判断の部分</p> <p>ただし、公にされている情報を除く</p>	<p>私学振興に関して求めている報告書に係る情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な執行に支障を生じるおそれ</p>
13	<p>幼稚園及び特定教育・保育施設に関する事故報告書</p> <p>①施設としての詳細な対応方針（若しくは保護者及び関係機関との連携）を検討している部分</p> <p>②施設としての安全に関する計画書</p> <p>③施設が発出した通知及び事故対応記録簿</p>	<p>子育て支援行政において求めている報告書に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ</p>
14	<p>高齢者福祉施設に関する事故報告書</p> <p>①法人名及び施設名（法人印影、事業所番号、住所、電話番号、部署名、担当職名、施設見取図その他法人名及び施設名を特定できる情報を含む）</p> <p>②施設として詳細な対応方針を検討している部分</p> <p>③利用者及び家族に対する評価判断等の部分</p> <p>④施設の夜間の警備体制（人数）</p> <p>ただし、公にされている情報を除く</p>	<p>福祉施設の指導に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業又は将来同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ</p>

15	<p>障害福祉サービス事業者等に関する事故報告書</p> <p>①法人名、施設及び事業所名（法人印影、住所、電話番号、FAX番号、部署名及び役員の職氏名その他法人名、施設及び事業所名を特定できる情報を含む）</p> <p>②施設としての詳細な対応方針を検討している部分</p> <p>③委託業者の名称及び所在地</p>	<p>障害福祉サービス事業者等の指導に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業又は将来同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障をおよぼすおそれ</p>
16	<p>児童福祉施設に関する事故報告書の施設としての詳細な対応方針、再発防止策</p>	<p>児童福祉行政において求めている報告書に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ</p>
17	<p>法人へ発注した業務委託に係る評価結果一覧の法人名称</p>	<p>業務委託の業者選定に係る情報であって、開示をすることにより、企画提案がなされなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、企画競争方式における業者選定事務及び契約事務若しくは事業又は将来同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ</p>
18	<p>法人へ発注した業務委託に係る企画提案の募集についての審査委員の氏名、所属及び役職</p>	<p>業務委託の業者選定に係る情報であって、開示をすることにより、審査委員が適正な審査ができなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、企画競争方式における業者選定事務及び契約事務若しくは事業又は将来同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ</p>
19	<p>法人へ発注した業務委託に係る審査結果についての審査委員の氏名、所属及び役職</p>	<p>業務委託の業者選定に係る情報であって、開示をすることにより、審査委員が適正な審査ができなくなるなど、当該事務又は事業の性質上、企画競争方式における業者選定事務及び契約事務若しくは事業又は将来同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ</p>

20	用地補償に係る関連移転協議及び移転方法協議用務に係る復命書の協議の詳細部分	利害関係者との用地補償に関する個別具体的な交渉に関わる情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、用地交渉事務若しくは事業又は将来同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ
21	公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会に係る文書のうち、意見者の氏名、発言内容の一部	高等学校入学者選抜方法改善に係る内部的な検討に関する情報であって、開示することにより外部有識者の参加及び協力を得ることが困難になり、当該事務若しくは事業又は将来同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ